

第3回門真市上下水道事業経営審議会

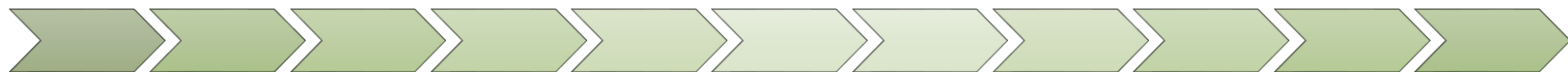


令和3年12月23日

門真市環境水道部



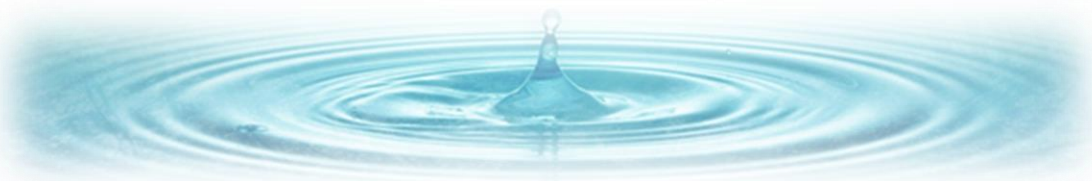
「門真市水道事業ビジョン (改定版)」 (案) について



門真市水道事業ビジョンの改定内容（本編）

※第2回審議会資料1 再掲

項 目	改定内容
第1章（門真市水道事業ビジョン策定の背景）	必要な時点修正を実施
第2章（門真市水道事業の概要）	必要な時点修正を実施
第3章（現状評価と課題）	令和2（2020）年度時点での数値更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施
第4章（将来の事業環境）	中間見直し段階における推計値等の更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施
第5章（基本理念と理想像）	改定なし
第6章（目標設定と推進する実現方策）	令和2（2020）年度までの進捗状況及び第1回審議会の審議内容を踏まえた更新を実施
第7章（検討の進め方とフォローアップ）	改定なし



門真市水道事業ビジョンの改定内容（資料編）

※第2回審議会資料1 再掲

項 目	改定内容
資料1（用語解説）	必要な時点修正を実施
資料2（門真市水道事業経営審議会・パブリックコメント）	令和3（2021）年度の審議スケジュールを踏まえ、後日更新予定
資料3（財政計画）	中間見直し段階における推計値等の更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施
資料4（耐震化計画）	令和2（2020）年度時点での数値更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施
資料5（水安全計画の概要）	必要な時点修正を実施
資料6（アセットマネジメントの概要）	令和2（2020）年度時点での数値更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施



第3回審議内容における改定のポイント

①

人口推計、策定後の実績値等を反映した将来推計値及び財政計画の更新
(改定版(案) 本編第4章、資料編第3章関係 本資料P5～P15)

②

令和2年度までの進捗状況を踏まえた「目標設定と推進する実現方策」の見直しについて(追加)
(改定版(案) 39ページ、42ページ関係 本資料P16～P17)

③

広域連携の必要性について(補足)
(改定版(案) 37ページ関係 本資料P18～P21)

④

「水道料金体系の最適化に関する検討」の背景と進め方について
(改定版(案) 41ページ関係 本資料P22～P25)

①

人口推計、策定後の実績値等
を反映した将来推計値及び
財政計画の更新



給水人口と水需要の減少

資料2 改定版(案) 31ページ、32ページ

■ 給水人口

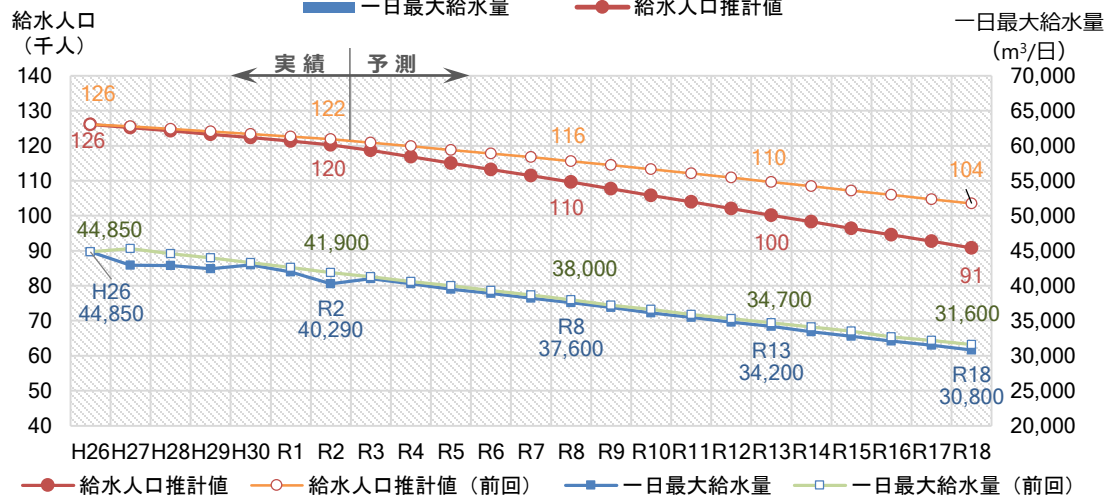
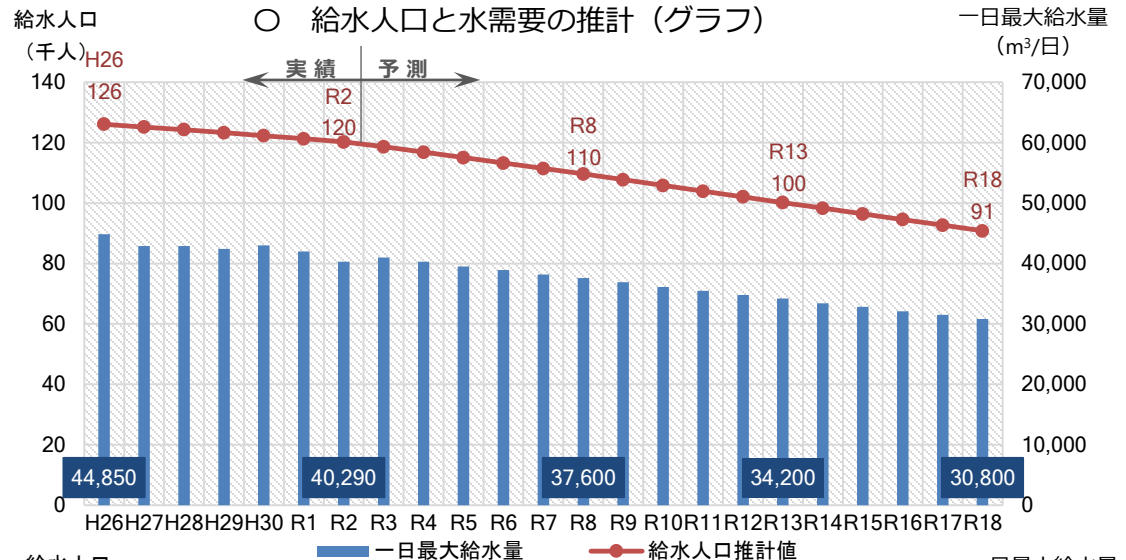
- 平成30(2018)年の国立社会保障・人口問題研究所(社人研※)の人口推計を基本に、令和8(2026)年における給水人口(=推計人口)を推計すると、約110,000人となる。
- 令和8(2026)年度の推計は、平成28(2016)年度の水道事業ビジョン策定時における推計(当初推計)より約6,000人減少している。
- 令和18(2036)年度にかけて給水人口は減少傾向の見込み。

※厚生労働省の研究機関

■ 水需要予測

- 給水人口推計に基づき、今後も有収水量(水道料金算定のもととなる水道水の量)が減少すると見込み、水需要予測を算出。(※)
- 令和8(2026)年度の日最大給水量の推計は約37,600m³/日であり、当初推計とほぼ同様である。
- 令和18(2036)年度にかけて一日最大給水量は減少傾向の見込み。

※大規模商業施設の建設等、まちづくりの進展による影響(増加要因)は考慮していない。



給水収益の減少

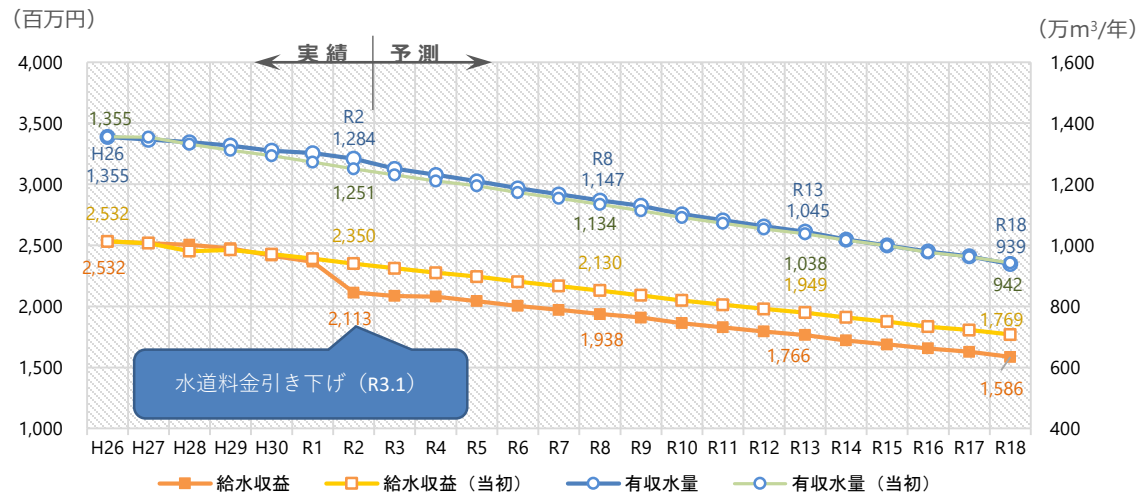
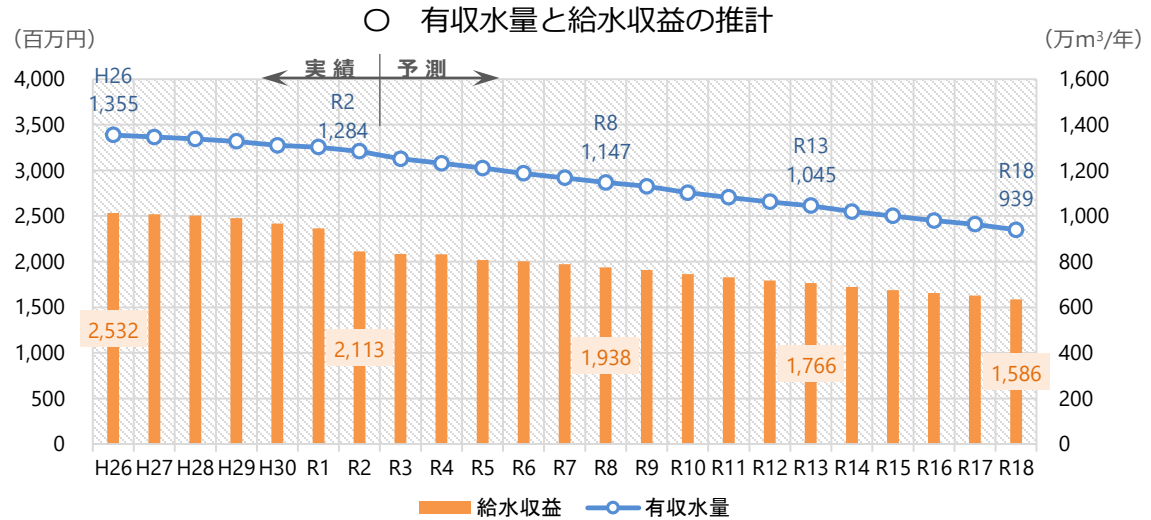
資料2 改定版(案) 33ページ

■ 有収水量

- 平成26(2014)年度の1,355万 m^3 から令和8(2026)年度は約1,150万 m^3 になる見込み。
- 令和8(2026)年度の推計は、当初推計に比べて微増している。人口減少の度合いが大きくなっているものの、一人当たりの使用水量実績が当初推計と比べて多くなっていることが背景にある。
- 令和18(2036)年度にかけて減少傾向の見込み。

■ 給水収益

- 令和3(2021)年1月の水道料金引き下げ等に伴い、平成26(2014)年度の約25億3,200万円から令和8(2026)年度は約19億3,800万円になる見込み。
- 令和8(2026)年度の推計は、当初推計より約2億円弱減少しているが、これは水道料金引き下げの影響である。
- 水道料金引き下げによる令和8(2026)年度までの計画期間における収益の影響は約12億円である。
- 令和18(2036)年度にかけて減少傾向の見込み。



財政計画について（概要）

資料2 改定版（案）58ページ、59ページ

■ 財政計画とは

耐震化計画に掲げる事業計画に基づく財政計画であり、門真市水道事業ビジョンにおける経営戦略の根拠となるもの

■ 計画期間

平成29（2017）年度から令和8（2026）年度まで（現行と同様）

■ 中間見直しにおける財政計画の修正について

基本的には、現行の財政計画策定と同様に実施しているが、以下の項目については設定見直しを行っている。

- ・ 給水収益・・・供給単価につき、令和3（2021）年1月の料金改定による影響を反映し、有収水量については中間見直しによる推計値を用いて算定
- ・ 工事請負費・・・泉町浄水場更新工事について、中間見直し段階における事業費見込をもとに設定
- ・ その他・・・算定のもととなる実績値は、基本的に平成30（2018）年度～令和2（2020）年度の決算値平均に基づき算定

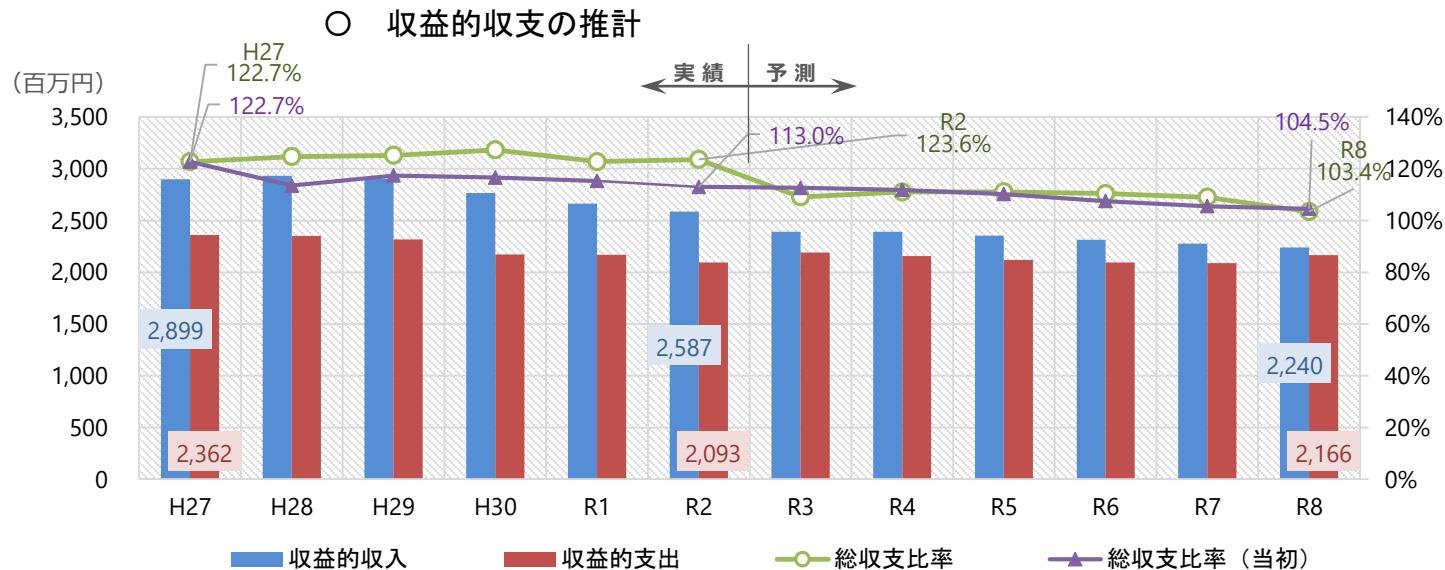


財政計画について（収益的収支）

資料2 改定版（案）61ページ、62ページ

■ 収益的収支

- ・ 収益的収入については、有収水量の減少及び令和3（2021）年1月の水道料金引き下げの影響により減少傾向が続く見込み。
- ・ 収益的支出については、年度ごとの相違はあるが長期的にみると減少傾向。
- ・ 収益的収入と収益的支出の比率を示す「総収支比率」については、水道料金を引き下げた令和3（2021）年度において大きく減少し、その後令和8（2026）年度まで緩やかに減少する見込み。
- ・ 令和8（2026）年度における総収支比率の推計は、水道料金引き下げの影響により、当初推計の104.5%から103.4%に減少するが、計画期間を通じて100%以上の水準を維持する見込み。



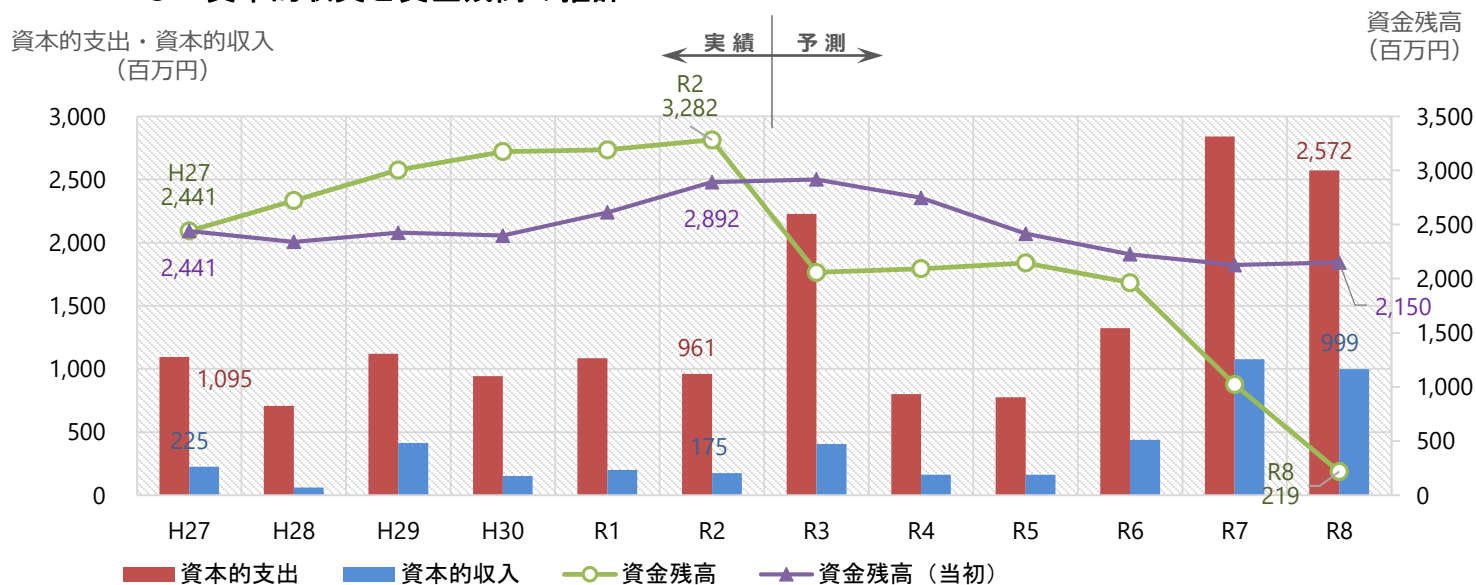
財政計画について（資本的収支）

資料2 改定版（案）63ページ

■ 資本的収支

- ・令和2（2020）年度における資本的収支不足額は約7億8,600万円であり、財政計画期間における資本的収支不足額についてはバラツキがある。
- ・泉町浄水場更新工事の実施により資本的支出は増額する。特に令和7（2025）～令和8（2026）年度は工事費の増加が見込まれるため、資本的収支不足額は増加する。これに伴い、資金残高推計は当初推計に比べて減少が見込まれる。
- ・資本的収入の確保のため、企業債充当率を27.5%から45.0%の範囲で設定する。
- ・資本的支出のもととなる建設改良費は、耐震化計画及び泉町浄水場更新工事における現段階の見込額を示しているものであり、毎年度の実施計画を踏まえ、事業費を予算化する。

○ 資本的収支と資金残高の推計

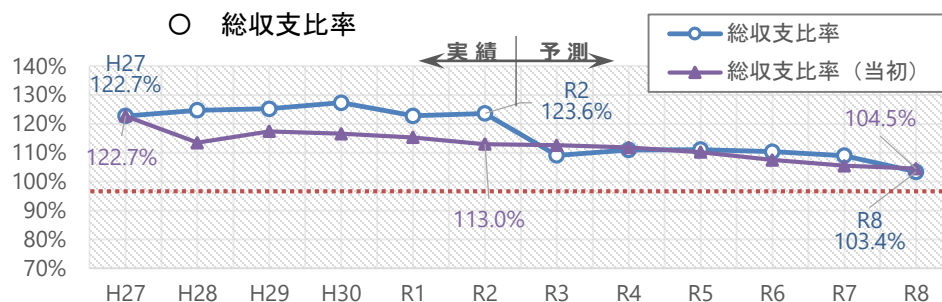


財政計画について（総収支比率、経常収支比率及び営業収支比率）

資料2 改定版（案）64ページ～65ページ

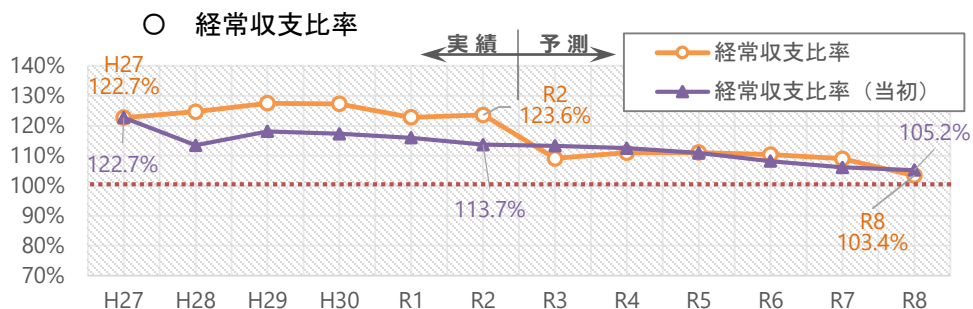
■ 総収支比率

事業の収益性を判断する指標の一つ。
 令和3（2021）年度に水道料金引き下げの影響もあり大きく減少、以降は緩やかに減少見込
 令和8（2026）年度見込値 103.4%
 （当初推計値より1.1ポイント減）



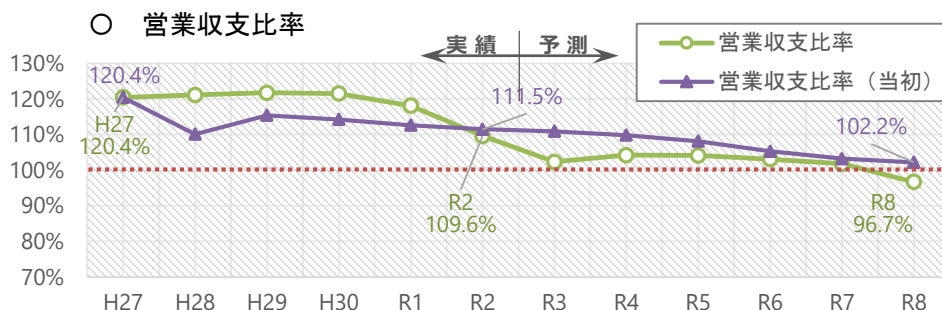
■ 経常収支比率

事業体の経常的な活動の収益性を示す指標。
 総収支比率と同様の動向を示す。
 令和8（2026）年度見込値 103.4%
 （当初推計値より1.8ポイント減）



■ 営業収支比率

事業本体の活動に着目した収益性を判断するもの。
 総収支比率、経常収支比率と同様の動向を示す。
 令和8（2026）年度見込値 96.7%
 （当初推計値より5.5ポイント減）



財政計画について（企業債償還元金対減価償却費率）

資料2 改定版（案）66ページ

■ 企業債償還元金対減価償却費率

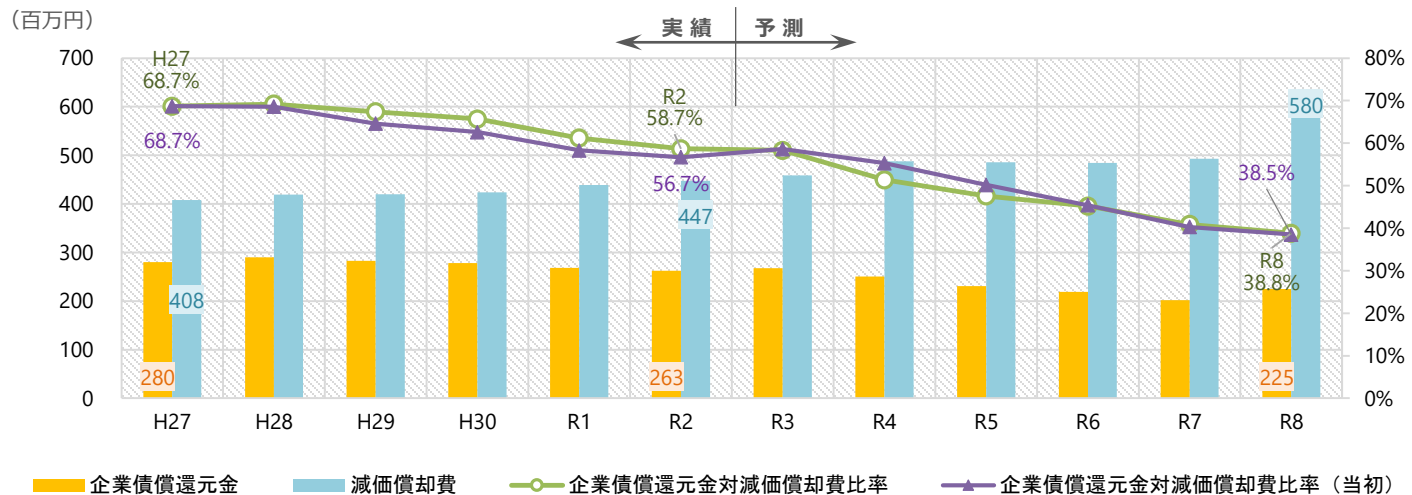
資産状況を判断する指標の1つ。

平成27（2015）年度の68.7%から徐々に減少している。

100%以下であれば財務的に安全である。

令和8（2026）年度見込値 38.8%（当初推計値より0.3ポイント増）

○ 企業債償還元金対減価償却費比率の推計



財政計画について（自己資本構成比率）

資料2 改定版（案）67ページ

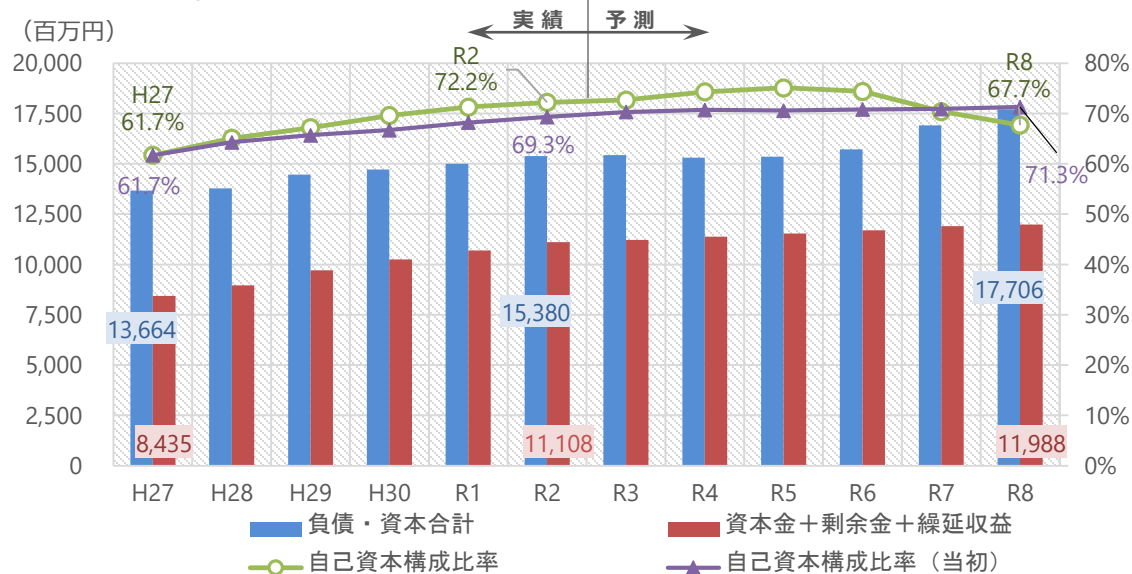
■ 自己資本構成比率

財務的健全性を示す指標の1つ。

平成27（2015）年度の61.7%から徐々に増加しているが、令和7（2025）年度以降減少する見込。比率が高い方が財務的に安定している。

令和8（2026）年度見込値 67.7%（当初推計値より3.6ポイント減）

○ 自己資本構成比率の推計



財政計画について（供給単価・給水原価と料金回収率）

資料2 改定版（案）68ページ

■ 供給単価

有収水量 1 m³当たりの販売単価を示す。
 今回の財政計画においては、平成28（2016）年度～平成30（2018）年度までの平均に令和3（2021）年1月の料金改定率を乗じた額169.0円/m³と設定

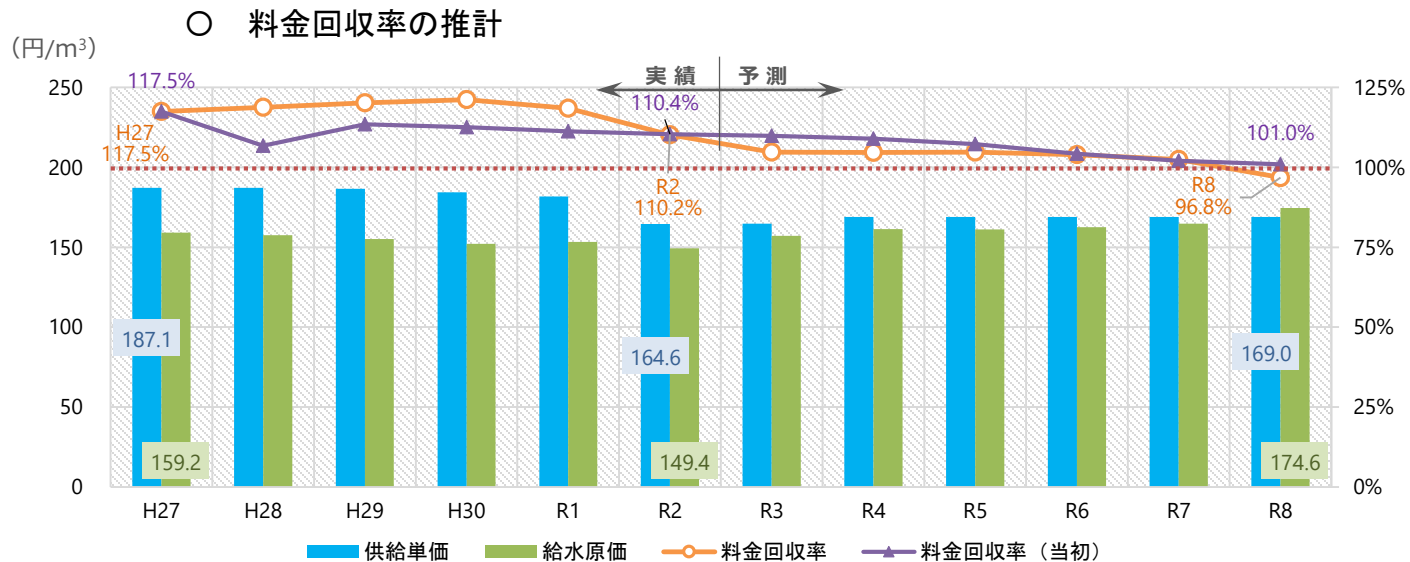
■ 給水原価

有収水量 1 m³当たりの製造原価を示す。
 財政計画においては徐々に上昇し、令和8（2026）年度には174.6円/m³となる見込みである。

■ 料金回収率

供給単価と給水原価の関係を表し、事業の経営状況の健全性を示す指標。独立採算制を基本とする水道事業の場合は、100%以上が望ましい。

水道料金の引き下げ、減価償却費の増加等により、令和8（2026）年度の料金回収率は96.8%となる見込みである（当初推計値より4.2ポイント減）。



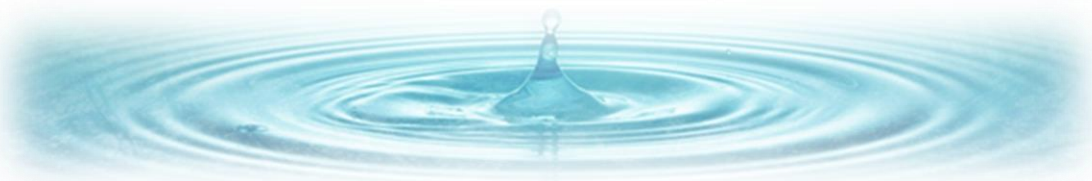
まとめ

■ 水需要予測について

- ・当初推計に比べて、推計人口（給水人口）の減少幅が大きくなっており、人口減少が進んでいる。
- ・有収水量、給水収益については、当初推計と同様に減少傾向の見込み。
ただし、一人当たりの使用水量の減少が当初推計よりも緩やかになっているため、有収水量の推計は当初推計から微増となっている。
- ・今回推計には、今後、予定されている大規模商業施設の建設等、まちづくりの進展による水需要予測の影響（増加要因）は考慮していない。

■ 財政計画について

- ・給水収益については、令和3（2021）年1月の水道料金引き下げ等のため、令和8（2026）年度までの計画期間における収益減少の影響額は約12億円の見込みである。
- ・水道料金の引き下げにおいても、計画期間における収支については、総収支比率100%以上の水準を確保できる見込みである。
- ・泉町浄水場更新工事による資本的支出の額が当初推計よりも増加する見通しである。
現行水道事業ビジョンの計画期間終了後の健全な経営を行うため、公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づき、水道料金体系の最適化に関する検討を行っていく必要がある。



②

令和2年度までの進捗状況を踏まえた
「目標設定と推進する実現方策」の見直し
について（追加）



令和2年度までの進捗状況を踏まえた「目標設定と推進する実現方策」の見直しについて（追加）

資料2 改定版（案）39ページ、42ページ

施策の方向性を見直し、基本施策3－1「お客さまニーズ把握施策の実施」と基本施策3－2「情報提供の充実化」を統合する。

【見直しの背景】

- 平成28（2016）年度の現行水道事業ビジョン策定の際、「基本施策3 水道サービスの充実化」の施策として、「お客さまニーズを把握する手法を検討するものとし、考案された手法によりお客さまニーズを把握し、より充実した水道サービスを提供するもの」として設定した。
- 施策設定後、内部調査及びニーズ把握のためのアンケートを実施したが、具体的な施策の実施にまでは至っていない。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響等により、第2回審議会における委員からのご指摘のとおり、今後はアンケート収集方法等を検討しなければ情報収集や施策の進捗に影響が生じると考えられる。
- アンケートの収集については、手法の検討を含めて今後も検証する必要があると考えられることから、基本施策3－1「お客さまニーズ把握施策の実施」については、情報収集及び情報発信の取組みを実施するものとし、基本施策3－2「情報提供の充実化」に統合し、お客さま満足度の向上につながるものとする。

③

広域連携の必要性について（補足）



広域連携の必要性について（補足）（その1）

資料2 改定版（案）37ページ関係

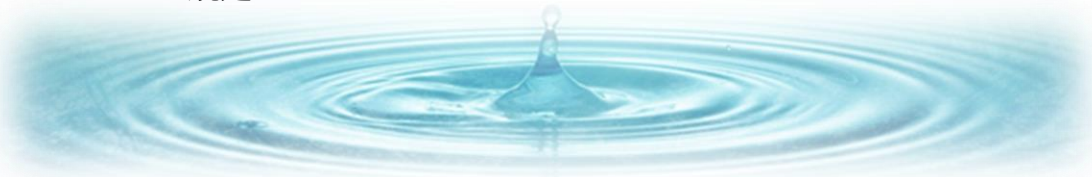
○全国の水道事業の現状

- ・市町村経営が原則（水道法第6条第2項）
- ・独立採算制が原則（地方財政法第6条）
- ・事業収入の大半を占める水道料金収入は、節水機器の普及や使用水量の減少などの影響により減少傾向にあり、また今後、人口減少等の影響を受け、益々その傾向は顕著になると見込まれる。
- ・高度経済成長期に建設した水道施設が耐用年数に達し、今後それら施設の更新・耐震化が急務となっており、これらの事業の実施に必要な資金、人員の確保が必要。

⇒これらの情勢に対応するため、**水道の基盤の強化が必要**

○水道の基盤の強化（国・大阪府の動向）

- ・平成24（2012）年3月 厚生労働省通知に基づき、大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）が改定。
平成42（2030）年度を目標に、府域一水道に向けた広域化を推進することが盛り込まれた。
- ・平成28（2016）年10月 大阪府広域的水道整備計画が改定。
大阪広域水道企業団（企業団：水道用水供給事業）と市町村水道（末端給水事業）との統合の明確化。
- ・平成30（2018）年12月 水道法が改正され、「広域連携の推進」を含む水道の基盤の強化に関する措置を規定。



広域連携の必要性について（補足）（その2）

資料2 改定版（案）37ページ関係

○門真市水道事業の現状

- ・本市水道事業は、自己水源がなく、すべて企業団から受水しており、泉町浄水場、上馬伏配水場の2施設から各家庭へ配水している。
- ・経営状況については安定しており、現行水道事業ビジョンの計画期間における運営は問題はない状況である。
- ・職員構成については、水道事業を運営するのに必要な資格も確保できており、組織・人員体制が整っている。

⇒ただし、全国と同様に、本市水道事業においても人口減少、施設の更新・耐震化や職員の技術継承などの課題を抱えている。

○広域連携のメリット

- ・施設の共同設置、共同利用（維持管理費用等の削減）
 - ・専門的な人材の確保、危機事象発生時の体制強化
 - ・システムの共同化による事務処理の効率化
 - ・統合に伴う施設更新費への交付金活用
- 等



広域連携の必要性について（補足）（その3）

資料2 改定版（案）37ページ関係

○門真市水道事業としての広域連携の必要性

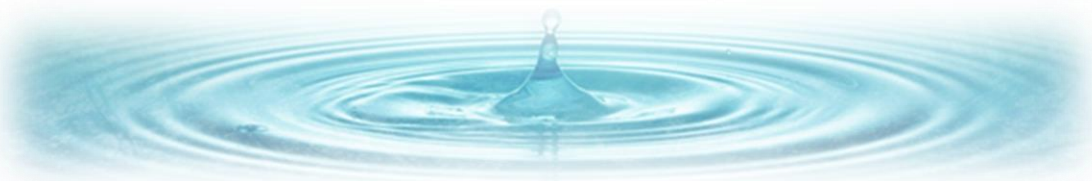
- ・府域一水道の実現に向けては、現行水道事業ビジョンの策定時（平成29（2017）年3月）に比べ、企業団と各水道事業体との統合（経営の一体化）により進展してきている。

【現在、14団体が統合（令和6（2024）年から事業開始予定の能勢町を含む。）】

- ・水道法の改正（平成30（2018）年）により、都道府県（大阪府）は、各市町村との協議を踏まえ、水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないようになった。

⇒本市水道事業を取り巻く情勢の変化に適切に対応する必要がある。

現段階においては、企業団との統合について具体的な検討は至っていないが、令和9（2027）年度以降の次期水道事業ビジョンの策定を見据え、施設の最適配置案など、比較可能なシミュレーションを行っていく必要がある。



④

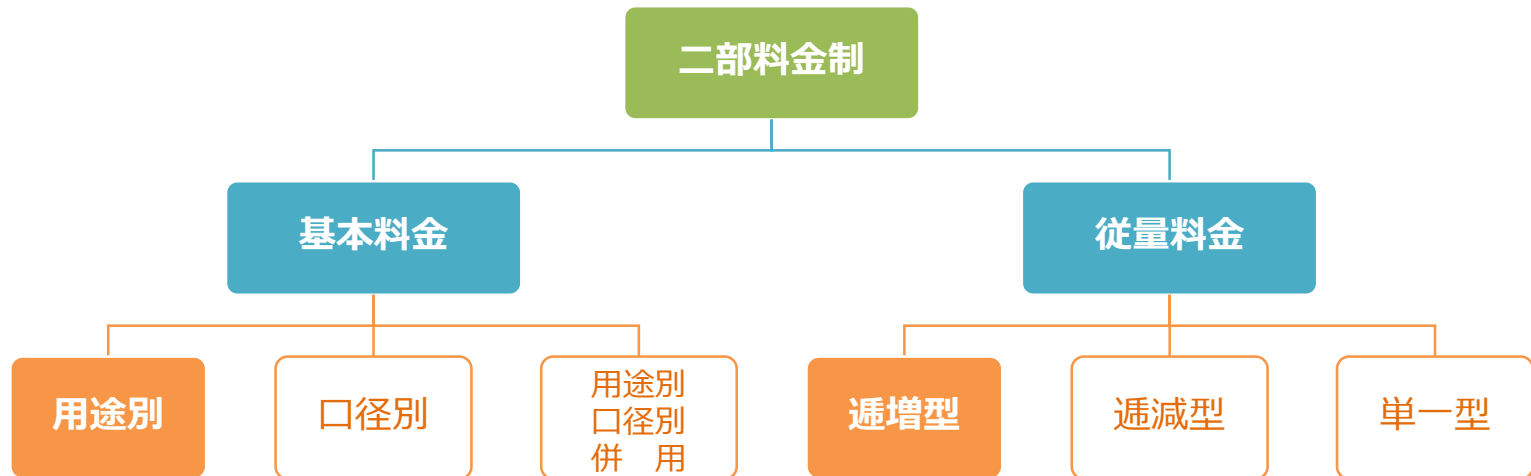
「水道料金体系の最適化に関する検討」の 背景と進め方について



水道料金制度について

資料2 改定版（案）41ページ関係

- ・ 門真市水道事業では、**基本料金**と**従量料金**から成る**二部料金制**を採用。
- ・ 基本料金については、用途別に**基本水量制**を採用。
（一般用の場合、月10m³まで。月額985円（消費税込）。）
- ・ 従量料金については、逦増制を採用。



水道料金体系の最適化に関する検討を行う必要性

資料2 改定版（案）41ページ関係

○これまでの経緯

- ・平成28（2016）年度に門真市水道事業ビジョンを策定し、財政計画を示すとともに、水道料金最適化に関する検討を進める旨を記載した。
- ・令和元（2019）年度に門真市上下水道事業経営審議会（審議会）において、水道料金改正に係る審議を実施した。
（水道事業ビジョン計画期間における財政見通しを踏まえた上での料金引き下げ）
- ・令和3（2021）年1月1日から水道料金の引き下げを実施した。

○検討を行うべき背景

- ①令和8（2026）年度までの財政計画の収支状況を踏まえて、水道料金の引き下げを実施しており、現行水道事業ビジョンの計画期間終了後（令和9（2027）年度以降）の料金水準については、改めて財政計画を踏まえての検討が必要である。
- ②令和元（2019）年度開催の審議会において、水道料金に関しては以下のように答申を受けている。
 - 定期的に水道料金の適正性について検証・確認すること。
 - 基本水量の見直しを含めたあるべき料金体系を実現するとともに、水道施設の更新を計画的に推進し、事業の持続性と世代間負担の公平性を確保するため、資産維持費を含む総括原価方式での適正な料金水準を改めて検証すること。



水道料金体系最適化の進め方

資料2 改定版（案）41ページ関係

- ・水道料金の算定に当たっては、水道法及び水道法施行規則の趣旨（※）に基づき、「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会）に算定方法が示されている。
- ・本市においても、同要領に基づき、現行水道事業ビジョン計画期間において水道料金体系の最適化に関する検討を進める。
- ・内部検討による水道料金体系については、門真市上下水道事業経営審議会による審議を経たうえで決定していく予定である。

（※）水道法第14条第2項に基づき、「独立採算制」を基本としたうえで、以下の要件を満たす必要がある。

- ・能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- ・料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- ・特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

